

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第四項、第六条第二項第四号、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表二の第一の一のロの(4)の2の項中「*Aonyx cinerea*」を「*Aonyx cinereus*」に改め、同表の第一の一のヌの(1)中5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5	<i>Equus hemionus luteus</i> (ゴビノロバ)	昭和55年11月4日
---	--------------------------------------	------------

別表第二の表二の第一の一のヲの(1)中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の第一の一のヲの(6)に次の一項を加える。

6	<i>Pongo tapanuliensis</i> (タパヌリアンウータン)	昭和55年11月4日
---	---	------------

別表第二の表二の第一の一のカの(2)を削り、同表の第一の二のへの(1)の3の項中「*Chondrohierax uncinata*

*tus wilsonii*] を「*Chondrohierax wilsonii*」に改め、同表の第一の二のくの(3)中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、同表の第一の二のチの(1)中2の項を削り、1の項を2の項とし、同表の第一の二のチの(1)に1の項として次の一項を加える。

1	<i>Antigone canadensis nesiotus</i> (キューバカナダヅル)	昭和55年11月4日
---	---	------------

別表第二の表二の第一の二のり中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) ひよどり科		
1	<i>Pycnonotus zeylanicus</i> (キガジラヒヨドリ)	令和5年11月25日

別表第二の表二の第一の二のワの(3)の33の項中「*Psephotus dissimilis*] を「*Psephotellus dissimilis*]」に改め、同表の第一の二のワの(3)の34の項中「*Psephotus pulcherrimus*] を「*Psephotellus pulcherrimus*]」に改め、同表の第一の二のハ中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) とকাげ科		
1	<i>Tiligua adelaidensis</i> (アデレードアオジタトカゲ)	令和5年2月23日

別表第二の表二の第一の二の(1)の3の項を削り、同表の第一の三の二の(1)の4の項中「*Epicrates mo*

*nensis*] を「*Chilabothrus monensis*」に改め、同項を同表の第一の三の二の(1)の3の項とし、同表の第一の三の二の(1)の5の項中「*Epicrates subflavus*」を「*Chilabothrus subflavus*」に改め、同項を同表の第一の三の二の(1)の4の項とし、同表の第一の三の二の(1)中6の項を5の項とし、同表の第一の三の二の(3)の1の項中「*Python molurus molurus*」を「*Python molurus*」に改め、同表の第一の三のホの(5)中9の項を11の項とし、4の項から8の項までを二項ずつ繰り下げ、3の項を4の項とし、同項の次に次の一項を加える。

5	<i>Cuora galbiniifrons</i> (モエギハコガメ)	令和5年2月23日
---	--------------------------------------	-----------

別表第二の表二の第一の三のホの(5)の2の項の次に次の一項を加える。

3	<i>Batagur kachuga</i> (ニシキセタカガメ)	令和5年2月23日
---	-----------------------------------	-----------

別表第二の表二の第一の三のホの(8)中6の項を7の項とし、5の項の次に次の一項を加える。

6	<i>Nilssonia leithii</i> (リーススツポソ)	令和5年2月23日
---	------------------------------------	-----------

別表第二の表二の第一の三のホ中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6)	どろがめ科
-----	-------

1	<i>Kinosternon cora</i> (キノステルノン・コラ)	令和5年2月23日
2	<i>Kinosternon vogti</i> (キノステルノン・ヴォグタイ)	令和5年2月23日

別表第二の表二の第一の四のイの(1)中2の項及び3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項から7の項までを二項ずつ繰り上げ、同表の第一の四のイの(1)に次の二項を加える。

6	<i>Sclerophrys channingi</i> (スクレオフリュス・カンニング)	昭和55年11月4日
7	<i>Sclerophrys superciliaris</i> (カメルーンヒキガエル)	昭和55年11月4日

別表第五の第一の三の二中5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5	どろがめ科	甲	甲製品
---	-------	---	-----

別表第七の20の項中「アルゼンチン」の下に「及びブラジル」を加え、同表の25の項中「及びパプアニューギニア」を「、パプアニューギニア及びフィリピンのパラワン諸島」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和五年二月二十三日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国際希少野生動植物種としてゴビノロボバ等を追加する等の必要があるからである。